

# 国立大学法人岩手大学副学長に関する規則

平成20年 2月21日 制定  
平成27年 4月 1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の理事以外の副学長（以下「副学長」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (職務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の業務分担は、学長が別に定める。

## (選任及び解任)

第3条 副学長は、学長が本学の教授の中から選考し、任命する。

2 学長は、本学の運営に重大な支障がある場合は、副学長を解任することができる。

3 前2項の選任及び解任は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経るものとする。

## (任期)

第4条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副学長を任命した学長の任期を超えないものとする。

2 副学長が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学長が欠員となった場合の副学長の任期の末日は、第1項の規定にかかわらず、後任の学長が任命される日の前日とする。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。